

4. 月の途中でショートステイ等の利用があった場合	
5. 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更があった場合	

⑥利用期間中に医療保険の利用にあたっては、別途請求となります。(医療保険ご利用者様負担金参照)

医療保険ご利用者様負担金

※全て10割の金額にて掲載しており、年齢や所得に応じて負担割合が異なります。

①訪問看護基本療養費

(I)	看護師	週3日目まで	5,550円	週4日目以降	6,550円
	准看護師	週3日目まで	5,050円	週4日目以降	6,050円
	理学・作業療法士又は言語聴覚士			5,550円	
(II)	看護師	同一日2人	週3日目まで	5,550円	
			週4日目以降	6,550円	
		同一日3人以上	週3日目まで	2,780円	
			週4日目以降	3,280円	
	准看護師	同一日2人	週3日目まで	5,050円	
			週4日目以降	6,050円	
	同一日3人以上	週3日目まで	2,530円		
		週4日目以降	3,030円		
理学・作業療法士又は言語聴覚士		同一日2人	5,550円		
		同一日3人以上	2,780円		

②訪問看護基本療養費の加算料金

難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円
		同一建物3人以上	7,200円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円
	月15日目以降		2,000円
長時間訪問看護加算(90分を超える場合)			5,200円
夜間早朝訪問看護加算	早朝(6:00~8:00)		2,100円
	夜間(18:00~22:00)		2,100円
深夜訪問看護加算	深夜(22:00~6:00)		4,200円
特別地域訪問看護加算			所定額の50/100